

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 16 日（火）第2898号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

監 査 委 員 公 表

○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 7 号

平成24年 3 月 30 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき，平成25年 3 月 22 日付け財第 122 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第 67 号）第252条の38第 6 項の規定により，次のとおり公表する。

平成25年 4 月 16 日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	永井章義
同	柳 誠子

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置
監査テーマ 港湾（特別会計を含む。）・漁港整備事業に係る公有財産の管理及び開示につ
いて

監査の結果	措置の内容
報告書中 第 2 編 外部監査の結果 第 5 章 管理 1 港湾・漁港における資産管理 2 資産管理台帳の整備状況 2-1 港湾台帳 2-1-1 概要 （指摘事項）港湾台帳の様式について 港湾台帳作成のよりどころとなる施行規則第 5 号様式（昭和55年施行）は平成 6 年 3 月に全面的に改正されているが，改正から15年以上経過しているにもかかわらず，鹿児島県では現在でも旧様式を採用している。 平成 6 年の第 5 号様式改正内容とその目的は，将来の台帳システム移行を見据えて ① OA化により統一したデータ管理を可能とするため 1 項目 1 記載とする ② OA化した場合に 1 施設が 1 枚の紙に収まるようヨコ型からタテ型への変更 ③ 的確な港湾の管理運営を行う上で必要と考えられる情報項目の追加	港湾台帳については，規則改正に沿った新様式へ変更し，新様式へのデータ移行作業を行っているところである。

④ 記載項目の名称を適切に改めることとされているが、そのうち③的確な港湾の管理運営を行う上で必要と考えられる情報項目の追加には<事業費総額及び補助金額の記載欄追加>が含まれる。

事業費に関して、旧様式港湾台帳上は<備考欄への手書き記載>に過ぎなかったため、事業費が記載されていない資産も多数存在しており、各資産の取得に要した事業費の全容を把握することが非常に困難な状況となっている。

(提案)

改正から既に15年以上経過しており、新様式へ変更すべきである。

2-1-3 実施した監査手続き

(指摘事項) 帳簿と施設位置図との記載事項の不整合

鹿児島港の港湾台帳(主として本港区)のうち、以下の資産につき、帳簿と位置図の記載事項が整合していなかった。

施設番号	名 称	帳 簿	位置図	正 誤
A-9-11	営林署泊地	27,000㎡	27,800㎡	帳簿の数値が正。加除訂正時の図面修正漏れによるもの。
B-1-33	本港区防波堤(東A)	450m	460m	
D-1-6	臨港道路新港北支線	1,172m	860m	
D-1-7	臨港道路新港北線	685m	690m	
D-1-9	臨港道路新港中央線	389m	362m	
D-1-38	臨港道路北ふ頭線	880m	800m	
D-1-39	臨港道路北ふ頭支線	380m	390m	
D-1-41	臨港道路南北ふ頭線	419m	139m	

台帳の調製は法定事項であり、適時修正及び修正事項の確認等の強化が必要と考える。

(指摘事項) 移管に伴う港湾台帳の修正について

以下の資産は、平成22年4月に総務企画部へ所管換えされているにも関わらず、港湾台帳に記載されたままである。港湾台帳記載資産は、原則として港湾空港課及びその出先機関で管理する資産が対象であり、本来は港湾台帳上も削除すべきである。

施設番号	名 称	取得年度	公有財産台帳
N-1-1	旧港湾事務所	昭和37年	平成22年4月に総務企画部へ所管換え

なお、港湾台帳の上記記載は、指摘後速やかに修正されている。

台帳の修正や削除を徹底するとともに、港湾台帳の記載内容は毎年確認することとした。

また、指摘のなかった施設についても再度確認を行っており、その結果と併せて指摘のあった不整合については、平成24年度の台帳加除訂正時に必要な修正を行うこととしている。

港湾台帳の修正を行った。

2-2 漁港台帳

2-2-2 整備運用の状況

（指摘事項）総括表と明細表の数値相違

漁港台帳のうち、山川漁港の台帳について閲覧したところ、各施設用地の面積の合計と総括表の面積の数値が異なっていた。

その理由は、施設用地の中に臨港道路面積が含まれていたことによる。一方で、当臨港道路は同じ漁港台帳の輸送施設（道路）にも記載されており、二重計上となっていた。

当臨港道路は「漁港利用計画平面図」上の面積表記を引き継いだものと考えられるが、二重計上となった詳細な経緯は不明とのことであった。本来は道路のみの記載が妥当であり、他の漁港も漁港施設用地に道路は含めていない。

適正な表示に修正するとともに、将来の固定資産台帳整備に向けて台帳記載内容の再確認が必要と考える。

	総括表	各施設用地 の面積合計	差 異
漁港施設用地	166,492.3㎡	126,314.4㎡	40,177.9㎡

2-3 台帳上の資産と現物の照合について

2-3-1 実施した監査手続き

（指摘事項）廃棄済資産の港湾台帳削除もれ

鹿児島港の港湾台帳（主として本港区）のうち、以下の除却資産につき台帳では削除されていなかった。

施設 番号	名 称	設置事業 年 度	現 状
C-5-3	船溜浮棧橋	大正12年	設置場所は埋め立てられており、現在は道路になっている。帳簿・位置図共に削除漏れ。
G-3-1	桜島フェリー 待合所手荷物 預かり所	昭和40年	旧待合所資産。平成8年度に新待合所を建設している。位置図は削除済だが、帳簿削除もれ。

港湾資産全体の定期的な一斉実地調査は行われていないため、取り壊し等の修正事象が発生した時に台帳修正を見逃した場合、上記の事例の様に、台帳の誤記載が長期にわたり発見されない可能性がある。

（指摘事項）港湾台帳記載内容の誤り

鹿児島港の港湾台帳を閲覧した結果、

- ① 以下の資産につき、記載数量が実際と異なっていた。

施設 番号	名 称	設置事業 年 度	台 帳 数 量	実 際 数 量
G-4-5	鹿児島新港第 1 待合所	昭和43年	968㎡	1,991㎡
	鴨池フェリー			

漁港台帳の修正を行った。

なお、平成24年度から、更新台帳の本課への提出時に振興局等の担当者へのヒアリングを実施し、記載内容の確認を行うなど、適正な台帳の整備・保管を図ることとした。

また、振興局等の担当者を対象に、適時・適切な台帳の更新作業や現状を正確に反映させた台帳の整備・保管の必要性等について、研修会を通じて説明を行った。

港湾台帳の修正を行った。

今後は、修正事象が生じた場合には、港湾台帳の修正・削除を確実にすることとする。

港湾台帳の修正を行った。

今後は、台帳記載内容のチェックを重点的にすることとする。

G-4-7	待合所	昭和50年	993㎡	1,986㎡
-------	-----	-------	------	--------

当指摘事項も、前項同様、台帳計上時の誤記載が長期間に渡って発見されなかった事例である。将来の固定資産台帳整備に向けて、今後は各資産の記載内容につき再度重点的に調査することが必要と考える。

② 以下の資産につき、公有財産台帳に記載されているにもかかわらず、港湾台帳に記載されていなかった。

整理番号	財 産 名 称	面積 (㎡)	価 格 (円)
000025	船舶給水場 (七ツ島)	306	40,952,000
000038	谷山1区話所	109.2	32,754,000

これらは港湾台帳の記載もれであり、今後修正するとの回答を得ている。

3 行政財産と普通財産の区分

3-1 行政財産と普通財産

(指摘事項) 用途廃止資産の公有財産台帳変更手続き漏れ

ドルフィンポート用地 (鹿児島市本港新町5-4等30,855㎡) の貸付にあたり、平成16年6月に当土地を行政財産から普通財産へ変更 (用途廃止) する決裁が行われている。

しかしながら、公有財産台帳上の行政財産から普通財産への変更手続きが行われておらず、その結果、公有財産台帳上は行政財産の区分のまま貸付が行われていた。

「鹿児島県公有財産管理規則」第19条に基づき、用途廃止決裁後は速やかに台帳を調整すべきである。なお、今回の包括外部監査での指摘を受け、既に公有財産台帳は修正されている。

(指摘事項) 定期監査調書「公有財産調べ」の記載について

鹿児島地域振興局の定期監査調書「公有財産調べ」を閲覧したところ、定期監査調書の繰越数量及び金額が一致していなかった (下表参照)。

前年度末と当年度首の繰越不一致を可能にしてみようと、行政財産と普通財産の移動履歴が明らかにならず、適切な資産管理に支障をきたすおそれがある。

今後は、繰越残高を調整するのではなく、年度中の増減項目として開示すべきである。

分 類	区 分	用 途	平成21年度末残高 (期末残高)	
			数 量	金 額
行政財産	土地	庁舎用地	4,438.33	40,258,560
普通財産	土地	庁舎用地	192.00	1,741,440
合 計			4,630.33	42,000,000

(出所：平成22年度監査調書)

港湾台帳の修正を行った。

公有財産台帳の修正を行った。

平成23年度定期監査調書の記載誤りであり、当該財産は、平成22年4月1日付けで環境保健センターへ所管換え済みである。

(単位：㎡, 円)		(正)	
平成21年度末残高 (期首残高)		平成21年度末残高 (期首残高)	
数 量	金 額	数 量	金 額
4,630.33	42,000,000	4,438.33	40,258,560
—	—	192.00	1,741,440
4,630.33	42,000,000	4,630.33	42,000,000

(出所：平成23年度定期監査調書)

(出所：平成23年度監査調書)